

西晋における礼制秩序の構築とその変質

小林, 聡
埼玉大学教育学部

<https://doi.org/10.15017/25801>

出版情報：九州大学東洋史論集. 30, pp.27-60, 2002-04-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

西晋における礼制秩序の構築とその変質

小林 聡

はじめに

筆者はこれまで、魏晋南北朝時代の官職及び諸侯の爵位（以下、これを官爵と称する）を実際の行政遂行の主体という面からではなく、当該時代の政治社会を律した「礼制」の側面から見た場合、彼らがどのような原理によって秩序づけられているかを考えてきた。すなわち、礼制原理がより強く作用する局面（以下、これを礼制世界と称する）においては、俸給体系としての意味を既に失っていた漢代以来の秩石を基幹とする位階序列⁽¹⁾が、王・五等爵を基幹とする爵制序列と組み合わされ、この二つの序列が礼制世界における官爵秩序を構成していたのではないかとの想定に立つて考察を進めてきた。具体的には、礼制秩序の可視的表現である公的服飾の体系をとりあげたが、日常の儀式において着用され、印綬・冠服・腰劍・白筆・佩玉等様々な品目から構成される「朝服」体系は、魏晋以降の官爵制度の変化の影響を受けて、官品や個々の官爵の属性などを加味して複雑なものに変化していくが、その根幹が秩石序列であることに変わりはないことを指摘した⁽²⁾。一方、各種祭祀の際に着用される服飾である「祭服」体系は、秩石序列が朝服制度に比して厳格に守られていることを指摘し、さらに秩石序列の頂点に立つべき三公が、礼学上の種々の議論によってその地位を脅かされながらも、儀礼上の崇高性を保っていたことをも指摘した⁽³⁾。

—とはいえ、公・卿以下の秩石序列や、その頂点に立つ三公の礼制上の地位が決して安定していなかったことも事実で

ある。その背景としては、魏晉以降、尚書省・門下省・中書省・集書省・秘書省といった官庁が、三公九卿にかわって国政の中枢に位置するようになった点がまず挙げられるだろう。礼制世界の秩序はこのような官僚制度の変化から全く独立して作られていたわけではなく、たとえば、前述のように朝服体系は、礼制世界が現実の官僚組織の変化や天子の官人支配の意向を受けて変化していった面が強い。本稿では、魏晉南朝の礼制秩序の全体構造を明らかにすることをめざして、後の王朝の範となった西晋の礼制秩序がどのように構成されていたのかを探り、ついで、その礼制秩序が東晋以降どのように変化していったのかを検討していきたい。

一 西晋時代における官爵秩序の形成

漢末の動乱によって礼制に関する様々な知識が欠落していくと、曹魏王朝下ではこれを回復するための様々な努力がなされた。ただし、漢末魏晉を通じて社会が変化を遂げ、新たな支配層として士人層が形成されていく状況下においては、課題とされたのは単なる漢制の復活ではなく、福原啓郎氏が言うように「秦漢古代帝国の崩壊の根本的原因の克服」であり、その目標は、「新たな原理に基づく権威・威信の創出による国家の再建・安定化」であったといえる¹⁾。「諸生」の家に出自を持つ司馬氏には、礼を家学としてきたという自負もあつたとされ、彼らが創設する西晋王朝にとって、新たな礼制国家を作り上げることが目標となつた。かくして、王朝交代を目前にひかえた魏末において、儀注・律令・官制・爵制等の諸制度を有機的に結合させて国家体制を整備しようとする作業が始まり、これらは西晋王朝成立後次々に施行されていった。その作業は、荀勗が儀注『晋礼』の編纂を、賈充が『泰始律令』の編纂を、裴秀が官制改革と五等爵制の制定とをそれぞれ主管し、以上の諸作業を鄭冲が統括する体制をとつたが、これら諸改革に通底するビジョンは、周制への「復帰」である。周知のように周制への「復帰」の提唱は中国史上何度もなされたが、この時期の「復帰」の特色は、礼制規範が国家や個人の行動様式をかなり具体的に規制し、また、その規制のあり方が詳細に議論された点

にある⁵⁵⁾。本稿で扱う官爵制度についても、主管者たる裴秀は具体的な周制「復帰」政策を行なった。たとえば、周王朝の封建制を模した五等爵制は、現実の政治体制の中においてどのような意味を持ったのかという問題はひとまず措くとしても⁵⁶⁾、礼制上の秩序体系を大幅に変えるという意味では、この制度の創設は重要な変革であったといえよう。裴秀はまた官僚制度の改革も推進したが、その最終プランは、『晋書』卷三五の本伝に、

初、秀以尚書三十六曹統事準例不明、宜使諸卿任職、未及奏而薨。

とあるように、当時尚書省内に存在した三十六曹⁵⁷⁾を九卿に分属させようとするものであった。想像をたくましくすれば、裴秀の構想は、官僚体系は公・卿・大夫の序列を基幹とし、もともと尚書各部を諸「卿」が、各曹を諸「大夫」がそれぞれ統べるものであったのであろう。このプランは五等爵制とあいまって、周制への擬制的「復帰」を目指したものと見える。

ところが、魏末西晋における礼制の整備をめぐって、鄭玄説をバックボーンとする荀頤らの『晋礼』編纂グループと、西晋王朝と密接なかかわりを持つ王肅説側に立つグループの間の対抗関係が存在し、『晋礼』に代表される西晋初期の礼制体系は非常に不安定なものであった。太康初年以降、『晋礼』は、後者のグループに属する摯虞らによって検討・反駁が加えられ、『晋礼』の行き過ぎた周制「復帰」主義は厳しく批判されていく⁵⁸⁾。五等爵制に関しても、『晋礼』編纂段階では周制に沿った尊降・厭降制度の適用を主張した荀頤らの主張が認められたものの、後に摯虞らによって否定され、この結果、この爵制は形骸化した部分を多く持ったまま存続せざるをえなかった。また、公・卿・大夫を基幹とする官制への「復帰」に関しては、右の記事に見えるように、提案さえなされないうちに主管者たる裴秀が死去したために全く施行されずに終わり、漢末魏晋以来の変化を踏襲する、尚書省を中心とした官僚体制がそのまま受け継がれることになった。このように、西晋王朝のスローガンであった周制の「復活」は、現実の官爵組織については不完全なものに終わったといえる。

だが、礼制世界から見た官爵制度は、これとはやや異なる様相を呈しているようである。『晋書』職官志、『宋書』

百官志、『大唐六典』等を見ると、いくつかの官について晋の秩石が記されているが、魏晋以降に新設され、新たに秩石が設定された官を除けば、『後漢書』に見られる各官の秩石がほぼそのまま踏襲されている。漢時代、一万石 \parallel 公、中二千石以下 \parallel 卿、千石以下 \parallel 大夫、四百石以下 \parallel 士といった周制との対応関係が想定されていたとされるが⁽¹⁰⁾、西晋時代においてもこういった秩石と周制との対応関係が存続したといえる。西晋時代には官爵の序列を現す体系として秩石にかわって官品制度が既に機能しており、また、現実の俸給体系もまた秩石とは無関係になつてはいたが、秩石の体系は現実の官爵制度と周制とを媒介する存在として意味を持ちつづけていたのである。そして、この秩石体系が先述の五等爵制と組み合わせられて、礼制世界の中の官爵の序列を示すものとして機能することによって、裴秀の構想した周制の擬制的な「復活」が一応は達成されたといえる。この結果、官品によって序列化され、尚書省を国政の中心に位置づける現実の官僚組織とは違う原理によって、礼制世界の官爵体系が機能することになり、官爵体系におけるいわば「二面性」が、西晋時代とそれ以降の特色となつたといえる。ただし、官爵体系そのものは漢時代に比して相当複雑化なものに変化しており、単なる漢制の踏襲のみによっては礼制秩序を組み立てることはできなくなつていたはずであり、『晋礼』やその後の西晋礼制において、現実の官爵体系を礼制の原理の中にどのように解釈し、編成していくべきかが問題となつてくるであろう。以下、そういったことを踏まえて、西晋の礼制序列の内容を検討していく。

1 「公」・「卿」クラスの礼制上の位置

庶姓の官人・諸侯の中で、秩石序列の最高位にあつたのが太尉・司徒・司空の三公をはじめとする公位である。伝統的な見解では、三公の権力・權威は、後漢時代から既に失なわれていたとされるが、最近は様々な疑問が呈されて、漢時代の諸公が依然として重要性を持っていたことが指摘されている⁽¹¹⁾。本論に関わる点で言えば、自然や天体とのアナロジーによって、三公、あるいは九卿の神秘性を強調する文言が緯書などに見られ⁽¹²⁾、そういった觀念が、「陰陽を

調和」する責務を持つ、神秘性を帯びた三公のあり方を生んでいく点に筆者は注目する。こういった天人相関説的な三公観は、後漢時代には三公の「災異策免」をなけば慣習化させ、さらには、『後漢書』卷三〇下、郎顛伝の中の「三公上応台階、下同元首」という文言に対する李賢注に引かれた『春秋元命包』に、

泰階六符経曰、泰階者、天下之三階也。上階為天子、中階為諸侯・諸侯・大夫、下階為士・庶人。三階平則陰陽和、風雨時。尚書曰、君為元首、臣作股肱。言三公上象天之台階、下与人君同体也。

とあるような、三公は「人君と体を同じくする」という考え方につながっていく。つまり、三公は、天体・自然や天子に連続する神秘性を持った存在として観念されるのであるが、こういった観念は、礼制世界における三公のあり方に影響を与えたと考えられる。たとえば、南郊儀礼等において、天子初献に引き続き、太尉亞献・光祿勳終献が行なわれる三献制度を例として挙げる事ができるが、この三献制度の思想的背景として、公・卿もまた天子とともに天とつながっているとする考え方があったと思われる。

このような漢時代の天人相関説的な三公観は、黄初二年における三公の「災異策免」の廃止に象徴されるように、曹魏王朝によって一旦は否定された。だが、前稿で述べたように、魏末から西晋にかけての礼制整備期やその後の東晋南朝時代にかけて、三公の持つ礼制上の崇高性を認めるべく議論が進められていく⁽¹³⁾。たとえば、三公策拜の際の太極殿での「小会」開催、策拜儀礼における金石演奏、及び皇帝の袞冕着用と臨軒等、さらには一時廃止されていた南郊祭祀における太尉亞献の復活等が、礼学上の議論をともないながら認められていった。三公がかつて帯びていた天人相関説な神秘性は薄れたとしても、その礼制上の崇高性はむしろ後漢時代よりも高まった部分があったといえる。『晋礼』編纂の段階で、三公やその他の公位がどのように位置づけられていたかは不明であるが、『宋書』卷三九、百官志上に

晋初依周礼、備置三公。三公之職、太師居首。景帝名師、故置太宰以代之。

とあるように、公位（この場合は上公の太宰の例であるが）の設置が周制「復帰」主義に則ったものであることからしても、少なくとも礼制上は三公は天子に次ぐ崇高性を持っていたと考えられる。また、『三国志』魏書卷四、陳留王紀、

咸熙元年の条の裴松之注に引く『漢晋春秋』に、魏晋革命直前の出来事を伝えて、

晋公既進爵為王、太尉王祥・司徒何曾・司空荀顗、並詣王。顗曰、相王尊重、何侯与一朝之臣、皆已尽敬。今日便当相率而拜、無所疑也。祥曰、相国威勢、誠為尊貴、然要是魏之宰相、吾等魏之三公。公、王相去一階而已。班列大同、安有天子三公可輒拜人者。捐魏朝之望、虧晋王之德、君子愛人以礼、吾不為也。及入、顗独長揖。王謂祥曰、今日然後、知君見顧之重。

とあるが、禪讓を目前に控え、天子に限りなく近い存在であった晋王に対して「公、王あい去ること一階のみ。班列およそ同じ」と言い切った王祥の三公観もまた、三公が「人君と体を同じ」くするという觀念を受け継いでいるといえる。南朝時代においてもこの觀念は消えず、『宋書』卷一五、礼志二に、天子と三公の門の色について、

三公黄閣、前史無其義。史臣按、…(中略)…夫朱門洞啓、当陽之正色也。三公与天子、礼秩相亚、故黄其閣、以示謙不敬斥天子。蓋是漢來制也。

とあるが、ここに見える「三公と天子、礼秩あい亜ぐ」という表現は、三公の崇高性を示すものである。このように、礼制世界に限って言えば、魏晋南朝においても三公は依然として崇高性を帯びていたとしてよからう。したがって、『晋礼』やその後の礼制においても三公やその他の公位は崇高性を保証され、庶姓の中では礼制序列の頂点に位置したと考えられる。

ところで、当時、各官爵の礼制上の地位を示す用語は、右に引いた「三公と天子、礼秩あい亜ぐ」という記事に見えるように「礼秩」という語であったように思われる。他の用例を挙げれば、『南史』卷二二、王儉伝に、宋末の齊公世子の礼制上の位置づけについての王儉の議を載せて、

世子礼秩未定、王儉又曰、春秋曹世子来朝、待以上公之礼、下其君一等。今齊公九命、礼冠列蕃、世子亦宜異数。

とあるが、この場合は、天子―禪讓間近の齊公―列蕃(諸侯)という序列の中で、礼秩の語が使われている。こういった例から、礼秩は天子をも視野に入れた礼制世界の中のランクを意味していたと考えられる。前述のように西晋以降も

礼制世界の序列の基本原理は秩石であり続けたが、この「礼秩」の語はそのことを裏づけるといえる。ただし、礼秩の内容は単に秩石そのものにとどまっていはいない。『晋書』卷二四、職官志に、左右光祿大夫等について、

品秩第二、禄賜・班位・冠幘・車服・佩玉、置吏卒羽林及卒、諸所賜給皆与特進同。其以為加官者、唯仮章綬・禄賜班位而已、不別給車服吏卒也。

とあり、また、「車服礼秩」(『三國志』魏書卷二三、和洽伝の裴松之注)という用法、さらには現存する傳暢『晋公卿礼秩故事』のいくつかの佚文をもあわせ考えると、各官の禄賜・班位(あるいは朝位・班次)⁽¹⁵⁾・印綬冠服等の服飾・車制・吏卒の配属といった、礼制上の序列を示す各種品目の総体が「礼秩」であったように思われる。

これに関連して、『晋書』卷三、武帝紀、太康四年六月の条に、「九卿の礼秩を増す。」とある記事が注目される。これは臨時の礼秩の格上げではなく、礼秩の体系そのものを改訂したことを意味する。九卿は、西晋時代以降、并官の議論の対象となる官であり⁽¹⁶⁾、政治的重要性は低かったにもかかわらず、公とならんで礼制世界における秩序の指標となるべきものであったはずであるからである。漢から魏晋南朝にかけて、官人・諸侯優遇のために礼秩を増す例は枚挙に暇がないが、その一種として官人に中二千石、つまり「卿」クラスの礼制的地位を与える例も多い。これは指標としての卿の地位が固定していなければ意味のないことであろう。なお、太康四年の「九卿の礼秩を増」した措置は、『晋書』卷二五、輿服志に、

太康四年制、依漢故事、給九卿朝車駕四及安車各一乘。

とあるものがその具体例であるが、この時、車制のみならずその他の礼秩諸品目においてもこういった措置があった可能性もある。これは、九卿中二千石の礼制上の地位を上昇させ、二千石以下の官よりも際だって高い礼秩諸品目を設定して、これを新たな礼制序列の指標としようとしたものと考えることがができる。いずれにせよ、公・卿以下を基幹とする礼制秩序が、西晋時代にも機能していたことは確かであろう。

2 「孤」クラスの成立

さて、以上見たように、西晋時代、公、あるいは卿の礼制上の位置づけが確定されていったが、『晋書』卷二四、職官志に、

世祖武皇帝即位之初、以安平王孚為太宰、鄭冲為太傅、王祥為太保、司馬望為太尉、何曾為司徒、荀顛為司空、石苞為大司馬、陳騫為大將軍、世所謂八公同辰、攀雲附翼者也。

とあるように、西晋初期に「八公」が置かれ、また西晋以降、多くの公や、公の下位に位置する上級官が増加し、これらが開府して位従公となる場合も多く、さらには、公府に準じる府官組織を持った軍府が、中央地方を問わず多数置かれるようになった（『晋書』卷二四、職官志）。魏晋南朝の官僚制の特色として、尚書省による国政の組織化が挙げられるが、それとはまた別の局面として、上級官の増加や各種の「府」の林立があるといえよう¹⁶。こういった漢代には見られない官僚制の特色を、周制「復活」主義の線上においてどのように扱い、礼制秩序を組み上げていくかが、王朝にとって重要な問題になってくるように思われる。以下、公・卿以外の官が礼制上どのように位置づけられていたのかについて検討する。

礼制秩序の全体像を示す史料として重要なものが、『宋書』卷一四、礼志一に載せる、元会儀礼の次第を記した「咸寧儀注」である¹⁷。その中の委贄儀礼に関する部分に、

① 皇帝出。鍾鼓作、百官皆拜伏。

太常導皇帝升御座。鍾鼓止。百官起。

② 大鴻臚跪奏、請朝賀。治礼郎讚、皇帝延王登。大鴻臚跪讚、蕃王臣某等奉白璧各一、再拜賀。太常報、王悉登。謁者引（蕃王）上殿、当御座。皇帝興、王再拜。皇帝坐、復再拜、跪置璧御座前、復再拜。

③ 成礼訖、謁者引下殿、還故位。治礼郎引公・特進・匈奴南单于子・金紫將軍、当大鴻臚西。中二千石・二千石・千

石・六百石、当大行令西、皆北面伏。

④大鴻臚跪讚、太尉・中二千石等奉璧皮帛羔雁雉、再拜賀。太常讚、皇帝延君登。

⑤治礼引公至金紫將軍上殿、当御座。皇帝興、皆再拜。皇帝坐、又再拜。跪置璧皮帛御座前、復再拜。成礼訖、讚者引（公至金紫將軍）下殿、還故位。王公置璧成礼時、大行令並讚。

⑥殿下中二千石以下同。

⑦成礼訖、以贄授受贄郎、郎以璧帛付謁者、羔雁雉付太官。

とある。委贄儀礼の順番は、②諸王の白璧奉獻↓⑤公・特進・匈奴南单于子・金紫將軍の璧・皮帛奉獻↓⑥中二千石↓六百石の羔・雁・雉奉獻となり、大きく三つのグループに分けることができる。『統漢書』卷五、礼儀志中に載せられた委贄儀礼では、公侯（奉璧）・中二千石と二千石（奉羔）・千石と六百石（奉雁）・四百石以下（奉雉）の四段階があったが、「咸寧儀注」では、中二千石以下については、四百石以下の官が見えない（あるいは記述から単に省略された可能性もある）以外はこれと同様である。これに関連して、『晋書』卷二五、輿服志に、中二千石以下の安車制度の序列について、

中二千石、二千石、皆阜蓋、朱兩轡、銅五采、駕二。中二千石以上、右駢。千石、六百石、朱左轡。

とあり、安車の装備・装飾で、中二千石―二千石―千石と六百石の三段階に区分されている。車制は服飾制度と並んで礼制秩序の可視的表現といえるが、元会儀礼と同様、ここでも秩石序列の原理が存続していたことがわかる。

一方、「咸寧儀注」独自の要素として、第一に、②に見られるように蕃王すなわち皇親諸王のグループが新たに現れた点、第二に、公の下に特進・匈奴南单于子・金紫將軍が新たに加わり、後漢時代には「公」だけであった集団がふくれあがったため、③に見られるように百官が大鴻臚の側に並ぶ上位グループと、大行令（大鴻臚の属官）の側に並ぶ中二千石⇨諸卿以下の下位グループとに二分されるようになった点が注目される。

第一点めとして、諸王の委贄儀礼が他の官から独立しているのは、諸王を礼制上の地位を強化しようとしたものと理

解することができる。咸寧三年、諸王策拜の際に、天子が袞冕を復して臨軒し、金石を演奏するという礼制上の破格の優遇策がとられ¹⁸⁾、また諸王に出鎮地と封国を一致させ、朝廷の藩屏として機能させようとする政策がとられる¹⁹⁾など、諸王重視・優遇策が打ち出されている。「咸寧儀注」の施行の年は不明であるものの、このような諸王重視政策の流れの中で作成されたのは確かであろう。

第二点めとして、南匈奴單于の子は措くとして、特進及び金紫將軍が加わった点について見てみよう。まず、特進については、『北堂書鈔』卷五二「設官部、特進の項に引く『傳咸集』」に、

特進、品第二、執皮帛、坐侍臣之下。執璧以有旧制。今啓、特進宜執璧繼公。〔芸文類聚〕卷四七、職官部三所引『傳咸集』略同)

とある。この記事から、傳咸の建言がなされる以前においては、特進は皮帛を奉っていたが、(この建言が納れられたとするなら)、これ以降、璧を奉るよう改められたことがわかる。『通典』卷七五、賓礼二、天子上公及諸侯卿大夫等贊の項に、曹魏明帝青龍二年に、征南將軍は「金紫督使」に相当するので「特進に従い、応に璧を奉るべきこと、故事の如く」せよとの詔敕が出されているが、このことから、曹魏時期において、特進は「奉璧」していたことがわかる。それが、おそらくは西晋初期の『晋礼』編纂の段階に至って、特進は「奉皮帛」クラスに格下げされたのではないかと推測される。漢魏時代の特進は諸侯に加えられる官位であり、その地位は比較的高かったのに対し、西晋以降の特進は様々な官職に加官されるようになったとされるが²⁰⁾、このことが特進の地位を相対的に低下させ、『晋礼』において「奉皮帛」クラスに格下げされた原因となったのではないかと思われる。「奉皮帛」の礼制上の地位についてであるが、『統漢書』卷五、礼儀志中の劉昭注引く摯虞『決疑要注』に、周制及び漢魏時代の委贄儀礼を述べて、

古者朝会皆執贄、侯伯執圭、子男執璧、孤執皮帛、卿執羔、大夫執鴈、士執雉。漢魏粗依其制、正旦大会、諸侯執玉璧、薦以鹿皮、公卿已下所執如古礼。

とあるように、周制においては「孤」に相当する。とすれば、『晋礼』では後漢時代には見られない「孤」を設定し、

特進をこれに相当する官として把握していたことになろう。また、『宋書』卷一八、礼志五に、安車制度を載せて、
傳暢故事、三公安車駕三、特進駕二、卿一。

とあり、西晋時代、安車に使用する馬の頭数によって、公―特進―卿の三段階が決められていたことを記す。これは、特進が公・卿間の中間的存在、すなわち「孤」クラスに位置していたことを示すといえよう。それが、先に見たように、傅咸の上奏によって、特進の「執璧」が認められるに至り、「継公」すなわち、礼制上では（公と同格ではないにせよ）巨視的には公位と同じ範疇にまで引き上げられたということになる。傅咸は元康元年以降、摯虞とともに『晋礼』の修正にあたった人物であり、委贄儀礼における特進の格上げもまたその修正作業の一環であったと見ることが出来る。

次に金紫將軍についてであるが、これは文字どおり金章紫綬を持つ將軍を示していると思われる²²。『宋書』卷一八、礼志五に載せられた晋制の各將軍の印綬制度²³と、『通典』卷三七、職官典一九の晋官品とをあわせ見ると、金章紫綬を帯びることが出来る將軍は、一品の大將軍・武官の位從公等の武官公、二品の驃騎・車騎・衛將軍・諸大將軍、及び三品將軍である。印綬体系の中で官品三品の諸官の中で金章紫綬を認められるのは、將軍号と（五等爵ではない散侯の）県侯のみであり、他は銀章（諸卿等）・銅印（尚書令・中書監等）である。従って、將軍号は印綬制度においては官品序列の中におさまらないほど優遇されていたといえるのであり、この破格の待遇が「金紫將軍」という語を生んだとも考えられる。ただし、金章紫綬の將軍号の中でも、一品官は「公」クラスの礼秩を受け、金印紫綬を帯びるのは当然であるからことさら「金紫將軍」と称する必要はなく、実質的には二品・三品將軍がこれに相当することになろう。では、金紫將軍の礼制上の位置づけはどのようなものであろうか。前述の『通典』卷七五の記事では、征南將軍⇨金紫將軍を、「奉羔」⇨「卿」クラスから「奉璧」⇨「公」クラスに格上げせよとの詔敕が出ているが、これに対して、博士高堂隆が、「孤」について、

今九卿之列、太常・光祿勳・衛尉、尊於六卿。其執贄如孤也。其朝正、執皮帛可也。
として、太常・光祿勳・衛尉が「奉皮帛」⇨「孤」クラスに相当するとする一方、

州牧郡守以功德賜勞、秩比中二千石者、其入朝覲、宜依卿執羔。金紫將軍秋（秩の誤り）中二千石、与卿同。

として、金紫將軍は依然、諸卿と同様「奉羔」クラスであるべきとしている。後漢時代の元会儀礼では、「奉皮帛」の官はなく、「奉羔」と「奉璧」しか想定していない明帝の詔敕からも、漢魏時代、「孤」の官は經典の上でしか存在せず、高堂隆の提案によつてはじめて具体的にどの官が相当するかが問題にされたとみてよいだろう。（ただし、高堂隆の提案が実現されたかどうかは不明である。）ところが、先に引いた「咸寧儀注」においては、大鴻臚側のグループは璧及び皮帛を奉っている。前述のように、『晋礼』編纂段階においては特進は皮帛を奉っていたから、その下位に位置する金紫將軍もまた、「孤」の資格で皮帛を奉っていたことになるであろう。

ところで、「咸寧儀注」には現れないが、光祿大夫もまた上級官として重要である。西晋以降、銀章紫綬であるものと光祿大夫に加え、左・右・及び金章紫綬の光祿大夫が現れ、合計四種に分化したとされるが⁽²³⁾、『晋書』卷二四、職官志に見える高官の礼秩に関する記述の中にも、各種の光祿大夫の項目があり、西晋の礼制体系の内容を知る手がかりになる。いま、この記事から特進・將軍号・諸卿及び各種の光祿大夫の班次や礼秩のランクを述べた部分を列挙すると、

- a・後定令、特進品秩第二、位次諸公、在開府驃騎上。
 - b・左右光祿大夫、仮金章紫綬。光祿大夫加金章紫綬者、品秩第二、祿賜・班位・冠幘・車服・佩玉、置吏卒羽林及卒、諸所賜給皆与特進同。
 - c・光祿大夫仮銀章青綬者、品秩第三、位在金紫將軍下、諸卿上。……加兵之制、諸所供給依三品將軍。……光祿大夫与卿同秩中二千石。
 - d・驃騎已下及諸大將軍不開府非持節都督者、品秩第二、其祿与特進同。
 - e・四征鎮安平加大將軍不開府持節都督者、品秩第二、……唯朝会祿賜從二品將軍之例⁽²⁴⁾。
 - f・三品將軍秩中二千石者、……食奉・春秋賜綿絹・菜田・田騎如光祿大夫・諸卿制。
- となる。一部推測を交えつつ、これらの記事からaからfまでの班次を再現すると、

諸公↓特進↓開府將軍(位従公) ↓不開府の二品將軍・左右光祿大夫・金紫光祿大夫↓中二千石の(不開府)三品將軍↓銀青光祿大夫↓諸卿

となるであろう。特進の班次が「公」クラスの中に位置していて不自然であるが、これはどのように考えるべきだろうか。aに「後に定を令」めてこのような地位にしたとあるが、これは『宋書』卷三九、百官志上に、特進について、「晋惠帝元康中、令を定め、諸公の下、驃騎の上に在らしむ。」とある記事と同様のことを言っていると思われるから、この「令」とは、前述の元康元年から『晋礼』の修正に加わった傳威が提案した所の、特進を「継公」||「奉璧」クラスへと礼制上の地位を引き上げた措置を指すのではないかと思われる。従って、『晋礼』編纂段階においては、特進は二品將軍・左右及び金紫光祿大夫等と同等の地位にあつたと一応想定しうる。dに不開府の二品將軍が「特進と禄を同じ」うするとあるのは、特進がもともと二品將軍と同格であつたことを示すものだろう。なお、これら諸光祿大夫が委贄儀礼の中でどのような位置を占めていたのかについては、「咸寧儀注」にこれら諸官が登場しないので不明であるが、b及びcの記述から、左右及び金紫光祿大夫は金紫將軍(二品・三品將軍)と同様「奉皮帛」||「孤」クラス、銀青光祿大夫は「奉羔」||卿クラスであつたとすべきであろう。

このように、諸公から諸卿までの間に、特進・各種光祿大夫・二品將軍・三品將軍が位置することになった。この序列では官品も考慮されるが、それは將軍号に限定されており、かつ「中二千石以上」の枠内での問題であることからわかるように、この序列はあくまで秩石が基盤であつたといえよう。ただし、「咸寧儀注」では、本来大行令側のグループに属すべき中千石諸官の中でも、金紫將軍(二品・三品將軍)だけは本来の秩石列からはずれて大鴻臚側のグループに格上げされている。あるいは、これら將軍号の重要性が、印綬の格上げや元会儀礼での優遇を将来したとも考えられよう。いずれにせよ、こういった官位の増加は、漢時代にはなかつたことであり、これらいわば中間的存在の官は、『晋礼』においては、「孤」クラスとして位置づけられた。漢時代までは比定すべき官を見出しにくかつた「孤」という經典上の存在は、漢末・曹魏時代を経て次第に発達してきたこれら中間的存在の諸官がこれに比定されることによって、

周制「復帛」を唱える西晋王朝の礼制秩序の中に埋めこまれたといえよう。かくして、西晋における礼制世界の秩序は、天子を頂点として、その下に王・公（文武官公・五等爵の公）―孤―卿（中二千石）―二千石―千石―六百石（及びそれ以下）がピラミッド状に連なる形をとったことが明らかになった。なお、「咸寧儀注」には五等爵、あるいは関内侯以下の散侯についての言及がない。郡県公は「公」クラスに位置するのであるが、それ以下の諸侯が、右に述べたような秩石を基幹とする礼制序列の中でどのように位置づけられるのかは不明である。この問題については稿を改めて考えたい⁽²⁵⁾。

二 西晋的礼制秩序の変質

前節で述べたように、西晋王朝は、漢時代以来の秩石を基本にしつつも、周制に合致させる形で新たな要素を盛り込んで礼制秩序を作り上げた。しかしながら、西晋、あるいはその後の東晋南朝の礼制秩序が、周制によつて全てを律されていたわけではないことも事実である。魏晋南北朝時代の官爵制度に関わる特徴として、九品官制の成立、いわゆる「貴族制社会」の成立に伴う官の清濁の分化、そして尚書省・門下省・中書省以下の国政を実質的に担う官僚機構の発達、といった点が挙げられる。筆者はかつて、西晋南朝の朝服体系の中の種々の品目、とりわけ進賢冠・公的衣服の制度、及び帶劍・簪筆制度に注目し、西晋時代においては貴賤（主として秩石の貴賤）を示すことに重点を置かれていたこれらの制度が、次第に各官爵の属性を示すように変化していったこと、特に帶劍・簪筆に関しては、梁の武帝によつて天子を頂点とする支配機構を可視的に表現するよう改変を加えられたこと等を指摘した⁽²⁶⁾。本節では、前節の論を踏まえつつ、右に述べた魏晋以降の官僚制度のあり方が、礼制序列に対してどのような影響を与えたかを考える。

1 官品序列と官の清濁が礼制序列に及ぼした影響

まず、官品と官の清濁について考える。『宋書』巻一四、礼志一に、東晋の孝武帝の治世における積奠の後の百官の会同について、

孝武時、……（中略）……於中堂權立行太学。于時無復国子生、有司奏、应須二学生百二十人。太学生取见人六十、国子生権銓大臣子孫六十人、事訖罷。奏可。積奠礼畢、会百官六品以上。

とあり、官品六品以上が会同の参加資格となっている。これは公的な儀礼の場で、官品による官人の選別の規準が機能した例といえる。また、『宋書』巻一八、礼志五に、

笏者憂治則書之。故常簪筆、今之白筆、是其遺象。三台五省二品文官簪筆。王公侯伯子男卿尹及武官不簪。加内侍位者、乃簪之。

とある。周知のように、郷品二品と六品官との結びつきから、東晋以降、六品と同様の意味で二品の語が使われるようになる⁽²⁸⁾とされるから、ここに見える「二品」もまた六品官の意味とすべきであり、さらに言えば郷品二品を得た者が就くべき官を指している可能性もある。しかも、白筆を着用しうる者の範囲は、六品以上の全ての官ではなく、「三台五省」の官吏に限定され、たとえ官品が高くとも、王・五等爵（一・二品）といった諸侯、及び公（二品）・卿尹（三品）といった漢時代以来の官、及び武官（將軍号を含む）等は簪筆着用者から除外されることが明記されている。この簪筆制度は、公的衣冠制度の中では広義の「朝服」の中の品目に属する。前述のように、朝服は祭服に比して現実の官僚機構の影響を比較的受けやすかったが、白筆もまた、手板（官人全員）―白筆（三台五省二品文官）―笏（八座尚書）という尚書省を中心とする三重構造の中で機能する可視的標識であり、秩石とは無関係の序列を持つ品目である⁽²⁹⁾。「二品」の語がこのような背景を持つているとすれば、先に述べた積奠後の会同の参加者についても、単なる六品官以上ではなく、郷品二品を得た者が就くべき六品官に限定している可能性もあるだろう。このように、東晋南朝では、礼制の

西晋における礼制秩序の構築とその変質（小林）

規定において官品序列が考慮される例があるが、それは、同時にいわゆる「貴族制社会」特有の考え方が入り込んできたことを意味しているといえよう。

以上は、礼制序列の中に官品が入り込んできた事例であるが、次に官品とともに官の清濁の価値基準があわせて入り込んできた例を見てみよう。『北堂書鈔』巻五六、設官部、童子郎の項に引く『晋要事』に、

(東晋) 咸康元年、尚書僕射諸葛恢奏、恭皇后今当山陵、依旧公卿以下六品清官子弟六十人為挽郎。非古也。帝牽曳国士、為之役夫、其悉罷之。

とある。「六品清官」は様々な意味にとれるので、判断に慎重であるべきだが、官の清濁の価値基準が皇后の葬送儀礼に参加する規定に入り込んでいることは間違いない、これは礼制上では特異なこととすべきである。さらに、『南齊書』巻九、礼志上に、皇太子の子の冠礼についての王儉の議を載せて、

其日、内外二品清官以上、詣止車集賀、并詣東宮南門通牋。

とある。「二品清官以上」とは、郷品二品を得た者が就くべき清官という意味に違いなく、さらにいえば、郷品二品を世襲する身分の者が就くべき官という意味を齊時代には持っていたであろうから、王儉の議の内容は、「貴族制社会」の価値観を強く打ち出した規定であるといえる²⁹⁾。

なお、『宋書』巻一八、礼志五に、身分による服飾の制限を記して、

諸在官品令第二品以上、其非禁物、皆得服之。第三品以下、…(中略)…第六品以下、…(中略)…第八品以下…(中略)…騎士卒百工人…(中略)…奴婢衣食客…。

とある。服飾は礼制の重要な部分であるにもかかわらず、ここでは秩石ではなく官品による身分序列が基準になっている。祭服・朝服のような公的衣体系においては、身につける品目はあらかじめ規定されているから、禁物という概念は原則として存在しないはずであり、実際、右の引用では省略したが、禁制の対象になっている個々の品目を見ると祭服・朝服で使用されるものではないようである。したがって、この禁物規定は私的服飾についてのものであり、公的な礼

制空間の枠外にあるものといえる。そのような私的空間においては、秩石ではなく官品の原理が社会秩序を規制するの
が通例であったと考えるべきであろう。

このように、東晋以降、礼制世界においても「品」なり「清濁」なりが適用される例が現れてきた。中村圭爾氏によれば、もともと私的慣行であった人物の「品第」は、「郷里社会本来の価値観としてある礼制にもとづく人物評価」であったが、これが「郷里社会の身分の表現」たる郷品に転化していき、郷品と官品とが結びついて魏晋南朝時代の官吏登用の原理となったという³⁹。つまり、この時期においては、「品」によって表現される秩序は、元来は郷里社会、とりわけ士人社会の中から生み出されてきた価値観であるといえる。これに対し、本稿で扱う各種の公的儀礼においては、天子を頂点とし、その下に秩石や爵位によって秩序づけられた序列が機能する。「品」的秩序も本源的には礼制的価値観に基づくものであり、郷品や官品の制度化によって、「品」的秩序が公的なものに転化していったのは確かであるが、公的儀礼を律しているのはあくまで周制的序列である以上、「品」的秩序が礼制世界に適用されることは本来不自然なことである。しかし、実際には礼制規定の中に官品や、官品にもまして公的儀礼と関係のうすい「清濁」の価値観が入りこんでいており、これは礼制世界の価値基準が一大転換点を迎えたことを意味するであろう。

とはいえ、官品制度が曹魏以降の現実の官僚機構を序列化していったことも事実であり、実際の官職や爵位の重要性に合わせてこれらと周制に見える礼制序列とをうまく結合させていこうとする議論は、曹魏時代から存在した。前節で部分的に引用した、委贄儀礼における周制の各官爵と曹魏のその対応関係を提案した高堂隆の議は、そういった議論の中で最も古いものである。これは、九品官制施行以後、五等爵制度や『晋礼』編纂以前の過渡的な段階における礼制秩序の興味深い例といえるので、表一にまとめた。表では省略したが、高堂隆は公・孤・卿・大夫・士、及び五等爵が、それぞれ曹魏時代のどのような官爵と対応するかを細かく議論し、表に見られるような体系を構想している。この体系はかならずしも官品制度には準拠しておらず、どちらかといえば秩石序列が主たる基準になっているようである。また、東晋の例として、『通典』卷四八、吉礼七の注に、

表一 高堂隆による周制と曹魏の官爵体系の対応

周制	命		魏時代		相當する官爵	官品
	九命	八命	郡王戸数多者	郡王戸数少者		
上公	桓珪	璧	郡王戸数多者	郡王戸数少者	大司馬公・大將軍 二王後(山陽公・衛國公) 三公	一品
二王之後			驃騎將軍・車騎將軍・衛將軍 開府辟召掾屬	太常・光祿勳・衛尉	開府辟召掾屬	二品
公(三公)			郡王戸数多者	太僕・廷尉・大鴻臚・宗正・大司農・少府	開府辟召掾屬	三品
侯	信珪		郡王戸数多者	秩中二千石の金紫將軍		四品
伯	躬珪		郡王戸数少者	城門校尉・五校尉		四品
孤	虎珪		郡王戸数少者	「功德賜勞」の秩中二千石州牧・郡守		四品
卿	羔		郡王戸数少者	「功徳賜勞」の秩中二千石州牧・郡守		四品
			郡王戸数多者	「功徳賜勞」の秩中二千石州牧・郡守		四品
子	穀璧		郡王戸数多者	「功徳賜勞」の秩中二千石州牧・郡守		四品
男	蒲璧		郡王戸数少者	「功徳賜勞」の秩中二千石州牧・郡守		四品
公之孤	執豹皮		山陽公と衛國公の上卿	「未賜勞」の州牧・郡太守		四品
大夫	執雁		三府長史・博士の歴代從服の大夫に從う官	三府長史・博士の歴代從服の大夫に從う官		六品
			六百石の県令	六百石の県令		七品
士			四百石・三百石の県長	四百石・三百石の県長		八品

出典 『通典』卷七五、天子上公及諸侯卿大夫等贅の項(一部訂正した部分あり)

晋賀循云、古者六卿、天子上大夫也。今之九卿、光祿大夫諸秩中二千石者当之。古之大夫垂於六卿、今之五宮校尉・郡守諸秩二千石当之。上士垂於大夫、今之尚書丞郎・御史及千石県令在官六品当之。古之中士垂於上士、今之東宮洗馬舍人、六百石県令在官七品当之。古之下士垂於中士、今之諸県長丞尉、在官八品・九品者当之。とある。賀循は混乱していた東晋初期の礼制を立て直すべく様々な建議を行なった人物であるが⁽²⁾、彼の構想では、「古」の制度として上大夫(六卿)―大夫―上士―中士―下士の五段階を設定し、「今」の制度として九卿・光祿大夫(六品)等の中二千石の官―五校尉・郡太守(四・五品)等の二千石の官―六品官―七品官―八・九品

官の五段階を設定してそれぞれを対応させている。単純化して言えば、上の二段階では秩石が基準となり、下の三段階では官品が基準となるいわば折衷案となっているが、実際にこのような整然とした礼制体系を作るためには各種儀礼や朝服や祭服等の輿服制度を全て作り替えねばならなかったから、この賀循の議も先に見た高堂隆の議と同じく、あくまで個人的な構想に過ぎなかったというべきであろう。また、魏から西晋にかけての細かな議論の経緯を無視して、このような単純な対応関係が提案されること自体、東晋初期の礼制の混乱を示しているともいえる。実際には、東晋以後も前節で見たような秩石序列を基幹とする官爵序列が礼制世界では生きつづけたようであるが、それは西晋のものに比してかなり変質しており、先に見たように、個々の儀礼や礼制上の規定においては、官品制度や官の清濁といった価値基準が表面に現れるようになっていったのである。

さらに、梁時代になると、王朝儀礼の中核の一つである元会儀においても、官品や「貴族制社会」の原理が入り込んできている。『隋書』巻九、礼儀志四に、梁の元会儀礼を記した「正会儀注」を記すが、その中核部分について引用すると、

①群臣及諸蕃客並集、各從其班而拜。

②侍中奏中殿、王公卿尹各執珪璧入拜。侍中乃奏外辦、皇帝服袞冕、乘輿以出。侍中扶左、常侍扶右、黃門侍郎一人執曲直華蓋從。至階、降輿、納寫升坐。有司御前施奉珪藉。

③王公以下、至阼階、脫寫劍、升殿、席南奉贄珪璧畢、下殿、納寫佩劍、詣本位。主客即徒珪璧於東廂。

④帝輿、入、徙御坐於西壁下、東向。設皇太子王公已下位。

⑤又(侍中)奏中殿、皇帝服通天冠、升御坐。

⑥王公上寿礼畢、食。食畢、樂伎奏。

⑦太宮進御酒、主書賦黃甘、逮二品已上。

となる。まず、前半の山場である委贄儀礼に参加する官が「王・公・卿・尹」に限定されており、しかも贄は「珪璧」

のみとされている。礼儀志がこの記事の後に載せる天監六年の武帝の詔に、「元日、五等の贄を受け、珪璧並びに所司に量付す。」とあるので、②と③の部分に五等諸侯の奉璧をも付け加えるべきであろうが、それにしても、「咸寧儀注」が「璧・皮帛・羔・雁・雉」の一連の委贄を王・公・孤・卿以下の秩石序列に従って細かく規定していたのに比して、梁の委贄儀礼は比較的簡素であるといえよう。ところが、儀礼の後半部分を見ると、太宮が「御酒を進め、主書黄甘を賦つ」対象を「二品已上」としており、「品」の序列が基準になっている。この二品は、この規定が梁の武帝による天監七年の改革以後であれば、十八班（將軍号では二十四班）からなる流内の諸官を意味しよう。委贄儀礼においては、簡素化されたとはいえ、王—公—卿の序列の秩石の原理そのものは崩れていなかったのに対し、ここでは、「品」的秩序が官爵集団を分かち基準になっている。晋室南渡の混乱の中で、西晋時代における儀注編纂・修正にもなつて蓄積された礼制知識は失われ、これを補うべく斉の永明年間から梁時代天監年間にかけての時期に、儀注編纂の第二の波が訪れる³²。右に引いた梁の元会儀注もその成果の一端であると思ふべきであるが、この頃になると、元会儀礼という重要な儀礼においても秩石原理が弱体化し、かわつて「品」の価値基準が前面に出てきていることに注目すべきである。これに類する規定として、『隋書』卷一〇、礼儀志五に、梁時代の軺車の賜与について記して、

二千石四品已上及列侯、皆給軺車、駕牛。

とある。ここでは、秩石と官品と組み合わせさせて礼制上の身分秩序を規定しているが、これもまた梁時代において官品原理が礼制に入り込んできた例の一つであるといえよう（軺車については後に述べる）。

2 礼制秩序における三省の位置

次に、個別の官職が、秩石序列とは別に礼制の中で特別な地位に引き上げられた例を見てみよう。西晋の制度において、たとえば、尚書・中書・門下のいわゆる三省の高官の礼制上の地位は、その政治的重要性に見合ったものではな

った。礼制独自の秩序の原理、とりわけ秩石の原理が存在しており、その中では、三省の高官は秩石序列の中で高い位置を占めるには至らなかつたからである。たとえば、西晋時代においては、後漢時代の制度を踏襲して、尚書令や中書令は千石、尚書僕射に至っては六百石であり、印綬制度においてもこれらの官は、銅印墨綬を給されるに存在に過ぎなかつた⁽³³⁾。この地位は東晋から宋齊時代にかけては変らなかつたようである。(なお、侍中は比二千石であるが、官の性格上印綬を給されない。)したがって、各種祭祀や元会儀礼などの礼制の原理が強く打ち出され、秩石序列が機能する行事においては、これらの官は、基本的にはその秩石に応じた地位しか与えられていなかったといえる。

ただし、前節で見たように、西晋王朝は、単純な漢時代の礼制の復元を行なつたわけではなく、漢末魏晋の官爵制度の発展を背景に、西晋独自の制度を構築しようとしていた。三省の礼制上の扱いについても、西晋の礼制の段階で漢時代とは違う独自の面が一部に存在している。たとえば、前節で引いた「威寧儀注」の委贄儀礼に引き続き後半の次第を記して、

① 謁者僕射跪奏、請群臣上。謁者引王公至二千石上殿、千石・六百石停本位。

② 謁者引王詣尊酌寿酒、跪授侍中。侍中跪置御座前。王還自酌、置位前。謁者跪奏、蕃王臣某等奉觴再拜、上千万歳寿。侍中曰、觴已上。百官伏称万岁。四廂樂作。百官再拜。已飲、又再拜。謁者引諸王等還本位。陛者伝就席、群臣皆跪諾。

③ 侍中・中書令・尚書令各於殿上上寿酒、登歌樂升。

④ 太官令又行御酒。御酒升階、太官令跪授侍郎、侍郎跪進御座前。乃行百官酒。

⑤ 太案令跪奏、奏登歌三。終、乃降。

⑥ 太官令跪請御飯到陛、群臣皆起。太官令持羹跪授司徒、持飯跪授大司農、尚食持案並授侍郎、侍郎跪進御座前。

⑦ 群臣就席。太案令跪奏、食、舉案。太官行百官飯案遍。食畢。

とある。①で王公から二千石までと千石以下とを区別して前者を上殿させており、②で諸王がまず「奉觴」し、次に③

で百官を代表する形で侍中・中書令・尚書令が諸王に続き、最後に⑥では司徒が羹を、大司農が飯をそれぞれ天子に奉じている³⁴。委贄儀礼では公・孤・卿・二千石・千石・六百石の順位があつたのに対し、ここでは②諸王↓③侍中・中書令・尚書令↓④司徒・大司農の順番が見られる。諸王の「奉觴」が独立して設定されているのは委贄儀礼と同様であるが、委贄儀礼とは違う特徴として、侍中・中書令・尚書令という三省の長官が現れている点に注目すべきである。こういつたことはもちろん後漢の儀礼にはなく、先に見た梁の元会儀礼でさえ、これに相当する部分について「王公上寿礼畢……」としており、諸王・諸公が寿酒を奉つていふことから考えても、「咸寧儀注」における三省長官の役割は突出しているというべきであろう。委贄儀礼を周制的な序列の中で進行させたのに対し、やや厳肅さを低減させた後半部分では、三省長官を前面に押し出したのではないかも考えられ、これは西晋王朝が礼制の中で三省の位置づけを、ある程度特別なものとして位置づけていたことを意味するであろう。

その後、個別の官が礼制上特別な扱いを受けた例として、『南齊書』卷二三、褚淵伝に、公位を持たずに録尚書事に任命されることになつた褚淵の扱いについて、

太祖崩、遺詔以淵為録尚書事。江左以來、無單拜録者、有司疑立優策。尚書王儉議以為、見居本官、別拜録、推理
 必有策書、而旧事不載。中朝以來、三公王侯、則優策並設。官品第二、策而不優。優者褒美、策者兼明委寄。尚書
 職居天官、政化之本、故尚書令品雖第三、拜必有策。録尚書品秩不見、而總任弥重、前代多与本官同拜、故不別有
 策。即事緣情、不容均之凡僚、宜有策書、用申隆寄。既異王侯、不仮優文。從之。

とあるものが注目される。王儉によれば、西晋の制度では、各官爵任命・封建の際、三公（及び「公」クラスの一品官を含む）・王・五等諸侯は「優文（優詔）」・「策書」双方を³⁵、五等諸侯以外の二品官は「策書」のみを下され、三品官以下の場合には両方とも下されない、という原則があつたが、尚書令のみは三品官であるにもかかわらず、特に「策書」が下されることになつていたという。つまり、尚書令は、任命の際、二品官に相当する扱いを受けたことになる。前節で見たように、礼制序列からいえば、二品官は基本的には「孤」クラスに相当するから、尚書令は少なくとも任命

の際は、「孤」の扱いを受けたということになる。

このように本来の礼制秩序をやや超越する待遇を受ける例はあるものの、西晋の礼制秩序の中では、尚書令以下の三省の官は、基本的には比二千石・千石・六百石なりの秩石に応じた待遇しか受けていなかったと思われる。この礼制上の地位が根本的に変化するのは、梁時代に入って以降のことである。まず、『通典』卷三五、職官典一七に、

梁武帝、天監初、定九品令、帝於品下注、一品秩為万石、第二第三品為中二千石、第四第五品為二千石。

とあり、梁の天監初期、おそらくは天監二年の律令の段階で、官品と秩石とが整然と対応するように設定されたことがわかるが、これは恒久的な制度にはならなかったようである。次に、『隋書』卷二六、百官志上に陳制の官品表に秩石を併記するが、この秩石制度は、『大唐六典』においていくつかの官について記される梁制の秩石とほぼ一致する。『大唐六典』の秩石は天監七年の制度とされるから³⁶⁾、『隋書』百官志に見える「陳制」の秩石体系は天監七年以降の制度としてよいだろう。この新しい梁の秩石制度では、尚書令・尚書僕射・中書令はいずれも秩中二千石、つまり「卿」クラスに上昇しており、諸侍郎も一様に秩石が上昇している。また、同書卷一一、礼儀志六に見える陳制の印綬冠服制度においては、尚書令・尚書僕射・中書令はかつての銅印墨綬から金章紫綬に昇格している。『隋書』礼儀志にみえる「陳制」もまた陳王朝独自の制度ではなく、梁の天監七年以降の官制改革の成果を踏襲したものと考えられるから³⁷⁾、天監七年の改革以降、これらの官は秩石を上昇させ、その重要性に見合うだけの礼制上の地位を獲得したと考えられ、秩石序列は、西晋時代に比して、現実の官僚組織の実態により近づいたといえよう。とはいえ、秩石そのものが否定され、これにかわって官品なり官班なりが礼制秩序の原理とはなつたわけではなく、官品・官班によって表現される行政の世界と秩石によって表現される礼制世界の二重構造は、梁陳時代も存続したのである。

なお、秩石改定後の梁時代においても、個別の官の礼制上の位置づけを論じる事例は存在する。『隋書』卷一一、礼儀志六に、南郊等の祭祀において尚書が着用すべき冠服について、

(天監)九年、司馬筠等參議、礼記玉藻云、諸侯玄冕以祭、裨冕以朝。雜記又云、大夫冕而祭於公、弁而祭於己。

今之尚書上異公侯、下非卿士、止有朝衣、本無冕服。但既預齋祭、不容同在於朝、宜依太常及博士諸齋官例、著卓衣・絳襪・中單・竹葉冠。若不親奉、則不須入廟。帝從之。

とある。前稿で述べたように、梁の祭服制度として、まず、天子―皇太子・「公」クラス・五等諸侯―「卿・大夫」クラスの三層の平冕の体系があり、この他に「齋祭に預」り、長冠（竹葉冠）・卓衣等を着用する「執事」集団として太常の属官と、「齋祭に預」らず、通常の朝服を着用する「不執事」集団（太常管下の「諸齋官」）とがあつた³⁸。梁王朝においては、尚書令・尚書僕射・列曹尚書はこの時点で中二千石³⁹「卿」クラスであり、同時に「齋祭に預」る官、つまり「執事」の官であつたであつたはずであるが、理由は不明ながら、平冕も長冠も着用せず、朝服のまま祭祀に參加していたようである。それが天監九年に至つて、司馬筠らの建議によつて、太常の属官と同様、長冠・卓衣等を着用することになつた。尚書の「執事」官への転入は、必ずしも礼制上の格上げにはならないように思われるが、司馬筠の議では「上は公・侯と異なり、下は卿（・大夫・）士にあらず」、つまり秩石の序列にはおさまらない尚書の特殊な性格が強調されており、かつ、「朝にあると同じきを容れず」とあるように、祭服着用空間には朝服を着用する通常の朝廷儀礼とは違ふ論理があるとされているから、そのような特殊な空間における特殊な官についての措置として、尚書に長冠以下の祭服を着用させることによつて、その地位を際立たせたと見ることはできよう。

3 輶車制度の変化と魏晉南朝の官僚制

以上見たように、西晉王朝が組み上げた礼制序列は、「品」の原理、「清濁」の価値観、それに三省の政治的重要性といったこの時期の官僚制を特色づける諸要素によつて次第に変質していった。最後に、公的衣冠制度と対になつて輿服制度を形作り、礼制序列の可視的表現となつていた車制、特に輶車の発達という面から、西晉王朝が組み上げた礼制秩序が変質していった様子を検討する³⁹。考察の起点として、『晋書』卷二五、輿服志等に載せられた、皇太子以下の

車制体系を表二にまとめた。西晋車制の中でも安車は官人・諸侯のための車制体系の中核をなすものであり、華やかな装備・装飾は彼らの権威を示すものであった⁽⁴⁰⁾。この表を見ると、大まかに言って、安車には皇太子―諸王―諸公―特進以下（「孤」クラス）―中二千石―二千石―千石―六百石の序列が存在したと考えることができよう。つまり、安車制度は、前節で述べたような秩石を基幹とする礼制序列に従って構成されているといえる。

輅車の制度は安車とは様相を異にする。輅車は、『宋書』卷一八、礼志五に、

輅車、古之軍車也。一馬曰輅車、二馬輅伝。漢世貴輅駟而賤輅車、魏晋重輅車而賤輅駟。

とあり、また、『晋書』卷二五、輿服志に、追鋒車と輅車の類似を記して、

追鋒車、去小平蓋、加通幟、如輅車、駕二。追鋒之名、蓋取其迅速也。

とあるように、もとは「迅速」な軍事車両であり、実際、魏晋南北朝でもこれが戦争に使用された例を見いだすことができる。また、『漢書』卷二四下、食貨志下には、商人等の輅車所有に対して算緡銭が課されていることから、前漢時代にはこれがかなり広く使用されていたことも判明する。それゆえ、右の記事にあるように卑近な車として「賤」視されていたのであろう。それが魏晋以降になると「貴」に属する車に転化していったとされるが、このことは、功績のあった官人に対して「輅車幟蓋」（『晋書』卷六三、李矩伝）や、「赤幟曲蓋輅車」（『晋書』卷六六、陶侃伝）を賜与した例等からも明らかである。これらの例は、もともとは「軍用車」もしくは「大衆車」であった輅車が、様々な装備・装飾を施して貴人の乗用に供するものに発展したことを示すからである。とはいえ、簡便で軽快な車という性格が輅車から消えることはなく⁽⁴¹⁾、四頭だてから二頭だてまでの馬の数や数々の装備・装飾の多寡によって、礼制上の身分秩序を示した荘重な安車とは対照的な存在であったといえる。

さて、表二を見ると、輅車の体系は、三品以上の將軍（Ⅱ金紫將軍）・尚書令―尚書僕射・中書監令―尚書・四品將軍という三層構造が存在していることがわかる。他に、三品將軍以上・尚書令の輅車と同等の装備・装飾を持ったものが三公・「孤」クラスの官・九卿にも与えられたが、これらのクラスの官にとつては輅車は副次的な車であったといえ

表二 西晋時代の車制一覽

車種	官爵名	官品	車の裝備・裝飾・その他
安車	皇太子		青蓋・駕三(四※)・左右駢・朱班輪・倚獸較・伏鹿軾・九旒・画降龍・金華蚤二十八枚 ／副車三乘。
	王		青蓋・駕三(四※)・左右駢・旒八旒・画降龍
	皇孫		綠蓋・駕三・左右駢
	諸公	一品	黑耳・駕三・右駢・旒八旒・画降龍 ／他に朝車駕駟を給される。 武官公は上記の他に大車を給される。
	特進・二品將軍不開府非持節都督者	二品	黑耳・駕二 の欄參(照)
	郡県公	一品	旗旒八旒・駕二・右駢・朱班輪・倚鹿較・旗旒七旒・伏熊軾・黑輜・卓綫蓋・画降龍
	郡県侯		朱兩輜・右駢
	中二千石(卿)		／諸卿は五旒・画降龍。太康四年、朝車駕・安車各一乘を給す。
	二千石		朱兩輜 銅五采・右駢
	千石・六百石		朱左輜
	王公之世子撰命理国者		駕三・旗旒七旒
	其封侯之世子撰命国者		駕三・旗旒五旒
	去位致仕告老		安車駟馬を賜う。

よう。この時期の軺車の性格を考える上で参考になるのは、『晋書』卷二五、輿服志に、武帝末年の軺車制度改革を記して、

(太康)八年、詔、諸尚書軍校加侍中常侍者、皆給伝事乘軺車、給劍、得入殿省中、与侍臣升降相隨。

とある記事であり、宮中において軺車の使用が許されたのはその機動性が重視されたからであることがわかる。ここに見える軍校は、五校尉等を指すと思われるが、この官は、西晋時代においては、尚書とともに「清望之士」すなわち上級士人の就くべき官とされていた⁽⁴²⁾。宮中における尚書・五校尉の軺車使用は、侍

雲母車	王公		雲母を以つて犢車を飾る。王公のみに賜う。
阜輪車	諸王・三公有勳徳者		駕四牛。形制は犢車のごときも、阜漆輪轂、上加青油幢・朱絲繩絡を加える。
油幢車	王公大臣有勳徳者		駕牛、形制は阜輪のごときも漆轂せず。
通轆車	諸王・三公		駕牛、形制は犢車のごときも、その轆通を挙げて車上を覆う。
輶車	三公下至九卿		黒耳・後戸・阜輪※
	三品將軍以上	三品	黒耳・後戸・阜輪
	尚書令		
	尚書僕射・中書監令	三品	後戸・阜輪
	列曹尚書	三品	漆轂輪
四品將軍	四品		
侍中・黄門(侍郎)・散騎(常侍・侍郎)	三品		初拜及び謁陵廟のとき、これに乗るを得る。

出典 『晋書』卷二四職官志・卷二五輿服志、『宋書』卷一八礼志五。基本は『晋書』
 によつて作成し、『宋書』の記述は※の印を付した。

て、『南齋書』卷一七、輿服志に、

油絡輶車、尚書令・僕射・中書監令・尚書・侍中・常侍・中黄門・中書散騎侍郎、皆駕一牛、朝直所乘。

西晋における礼制秩序の構築とその変質(小林)

中・散騎常侍の兼官を条件としていたとはいへ、これらの官と天子との近さを示す象徴であり、ひいてはこれらの官に就く人々の高貴さを示す象徴でもあったといえよう。このことは、この車が伝統的な秩石序列に忠実な安車の体系とは性格を異にする存在であったことを意味し、このような性格を持つ輶車が西晋時代の車制の中の一翼を担うようになったことは、秩石序列だけでは車制を体系づけることができなくなったことを意味しよう。

その後の輶車の規定とし

とあり、斎王朝では輦車の使用者の範囲が、侍中・散騎常侍・中黄門・中書侍郎・散騎侍郎（晋制ではこれらの官は臨時にしか輦車を使用できなかった）とさらに広がっていることがわかる⁴³。この傾向は梁時代に至ってさらに顕著になる。『隋書』卷一〇、礼儀志五に、

二千石四品已上及列侯、皆給輦車、駕牛。伏兔箱、青油幢、硃絲絡、鞞輶皆黑漆。天監二年令、三公・開府・尚書令、則給鹿幡輦、施耳、後戶、阜輦。尚書僕射・左右光祿大夫・侍中・中書監令・秘書監、則給鳳轄輦、後戶、阜輦。領・護・国子祭酒・太子詹事・尚書・侍中・列卿・散騎常侍、給聊泥輦、無後戶、漆輪。車騎・驃騎及諸王除刺史帶將軍、給龍雀輦、以金銀飾。御史中丞、給方蓋輦、形如小傘。⁴⁴

とある。この記事は、梁時代の輦車賜給の範囲が「二千石四品已上及列侯」であったこと、さらに、天監二年の律令において、三省の高官等を中心とする諸官に対してのみ専用の装備・装飾を施した五種の輦車が給せられたことを述べている。つまり、律令施行後は、輦車の体系は計六種が存在したことになるが、こういった輦車の体系は、梁の武帝が国政の中樞を担うべき諸官に対する優遇を示すといえよう。

こういった輦車の発展に対し、安車制度は次第に衰退していった。斎王朝においては、天子・皇太子を中心にした五輅制度の整備ともあいまつて、安車制度はかなり衰退しており、全て一頭立てに切り替えられ、使用者も王・公・列侯・太子二傳に限定されており（『南齊書』輿服志）、梁時代に至っては、安車は少なくとも輿服規定上からは消滅してしまっている。以上のことから、かつて官人・諸侯の權威を可視的に表現していた安車の体系が衰退していったのにかわって、輦車の体系がその機能を担うために発展していき、梁時代に至ってその発展は頂点に達したということができよう。輦車の体系は尚書省・中書省の高官の使用を起点に発達し、梁時代には、先に見たように、公・卿を含みつつも尚書省・中書省・門下省・秘書省・集書省・御史台などの国政の中樞を担う官署の高官のほとんどを網羅する体系に発展した。こういった輦車制度の発展は、西晋的な礼制の変質過程を車制の面から表現しているといえよう。

おわりに

以上、西晋王朝が構想した礼制上の官爵序列の特徴と、その後の変化について、雑駁ながら私見を提示した。それを要約すると以下のようになる。

- ① 曹魏末から西晋にかけて、周制への擬制的「復帰」を目標にして、新たな礼制国家を樹立すべく、様々な制度改革が行なわれたが、官爵制度については不完全なものに終わった。結果、漢時代以来の秩石序列が、新設の五等爵制と共に周制的礼制序列を示すものとして存続した。
 - ② 西晋礼制においては、諸公と諸卿の間に、特進・各種光祿大夫・二品將軍・三品將軍が位置することになり、これらは、おおむね「孤」クラスに比定された。全体としては、天子を頂点とし、王・公（文武官公・五等爵の公）・孤・卿（中二千石）・二千石・千石・六百石、及びこれと並行する形で侯伯以下の爵位を置いた。
 - ③ ところが、主として東晋以降、官品や官の清濁といった魏晋南朝に特有の価値基準が礼制世界にも入り込んできた。
 - ④ また、秩石序列上は決して高位に位置しなかった尚書省以下の三省高官に対して、②の礼制序列の基準からはずれる形で位置づけを行なう例が、西晋以降の規定に存在した。
 - ⑤ 西晋においては、官人・諸侯のための公的軍制として、秩石を基準にした安車と尚書省高官等の乗用に供された輜車の二大体系があったが、南朝以降、安車制度が次第に衰退していく一方で、輜車制度が発展し、公的軍制の中心になっていった。こういった軍制の変化は、礼制世界における三省長官等の台頭と軌を一にしている。
- 現実の官爵体系と礼制世界のそれが違う原理によって成り立っており、両者が並立している点が魏晋南朝の特徴であるとするのが筆者の観点であるが、本稿では礼制世界の秩序構造のアウトラインを示すにとどまり、残された課題は多い。今後は、礼制上の様々な局面、特に朝廷における諸儀礼について、各官爵がどのような機能を果たしたのかについて考え、それが現実の官僚制の機能とどのように相違するのかを考えていきたい。

註

- (1) 阿部幸信「漢代の印制・綬制に関する基礎的考察」(『史料批判研究』三、一九九九)は、漢代の印制と綬制の位階序列のずれに注目し、印制が秩石制度に、綬制が公・卿・大夫・士という理想上の周制にそれぞれ対応していることを指摘する。卓見であるが、本稿では、このずれを印綬制度を含む朝服制度が現実の官制体系の変動を背景にしたものであると考え、福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』第四章「漢代の察舉制度と政治体制」(創文社、一九八八)が提示したように、秩石と周制的序列は大枠において一致しており、これが漢代の礼制序列の基準であったとして論を進める。
- (2) 拙稿「六朝時代の印綬冠服規定に関する基礎的考察」『宋書』礼志にみえる規定を中心として」(『史淵』二二九、一九九三)参照。
- (3) 拙稿「漢六朝時代における礼制と官制の関係に関する一考察―礼制秩序の中における三公の位置づけを中心に―」(『東洋史研究』六〇―四、二〇〇二)参照。
- (4) 福原啓郎「西晋における国子学に関する研究ノート」(『環日本研究』四・五、一九九七)参照。
- (5) たとえば、神矢法子「晋時代における違礼審議―その嚴礼主義的性格―」(『東洋学報』六七―一・二、一九八五)は、西晋時代には漢魏時代に比してより詳細な礼が定められ、これが「王法」とされて士人層に対して実行が求められたことを論じる。
- (6) 五等爵制については、本田済「魏晋の封建論」(『人文研究』六一六、一九五五)、宮崎市定『九品官人法の研究』第一編「緒論」(同朋舎、一九五六)、越智重明「魏晋南朝の政治と社会」第二篇第四章「五等爵制」(吉川弘文館、一九六三)等がその政治社会的な背景を考察する。また、この時期の封建制に関わる議論を整理したものととして、川合安「沈約の地方政治改革論―魏晋期の封建論と関連して―」(中国中世史研究会編『中国中世史研究 続編』京都大学学術出版会、一九九五)がある。
- (7) 『晋書』卷二四、職官志によれば、西晋では尚書省内に三十四曹があり、後に三十五曹に増えたとしており、裴秀伝の記事と合わない。王素『三省制度略論』第一章「尚書省的形成」(斎魯書社、一九八六)は、左右二丞を加えて三十六曹としたと推測する。
- (8) 荀頌の『晋礼』編纂と摯虞らによる『晋礼』批判の詳細及びその背景については、藤川正教『魏晋時代における喪服礼の研究』の各章(敬文社、一九六〇)参照。

- (9) 判明している西晋時代の秩石については、拙稿注(2)で、各官爵の印綬冠服とともに一覧を作成した。
- (10) 福井氏注(1)前掲書参照。
- (11) 祝総斌『兩漢魏晋南北朝宰相制度研究』第三、五章(中国社会科学出版社、一九九〇)、黄宛峰『雖置三公、事歸台閣』考弁(『秦漢史論叢』第五集、法律出版社、一九九二)、下倉涉「三公」の政治的地位について(『集刊東洋学』七八、一九九七)等を参照。
- (12) たとえば、『北堂書鈔』卷五三、設官部、諸卿惣の項に「春秋漢含季云、三公象五岳、九卿法河海、二十七大夫法山陵。」とあり、また「謝(承)(後)漢書云、李椒諫更始曰、夫三公上応台宿、九卿下括河海。」とあるが、これらは三公と九卿とがセットになって自然や天体とのアナロジーによって説明される例である。そして、前者の記事から明らかのように、こういった考え方は緯書を援用したものである。
- (13) 本文で挙げた、西晋から南朝にかけての三公の礼制上の地位の変動とそれに関する議論については、拙稿前掲注(3)論文で述べた。
- (14) 朝位については、阿部幸信「漢代における朝位と綬制について」(『東洋学報』八二―三、二〇〇〇)参照。
- (15) 『晋書』卷三九、荀勗伝には勸の私的な意見として、「若欲省官、私謂九寺可並於尚書、蘭台宜省付三府。」とあり、前述の裴秀のプランとは逆の主張をしている。また、実際に九卿が省かれていた東晋時代の諸政策については、川合安「桓温の「省官併職」政策とその背景」(『集刊東洋学』五二、一九八四)参照。
- (16) 陳啓雲『漢晋六朝文化・社会・制度——中華中古前期史研究——』玖「兩晋三省制度之淵源、特色、演變」(新文豊出版公司、一九九五)は、晋時代において、尚書省の全国に対する統制力が弱く、「権臣公府」及び「地方鎮將」つまり軍府の發達が尚書省の力を削いだことを指摘する。
- (17) 「咸寧儀注」を含めた歴代委贄儀礼の構造については、渡辺信一郎『天空の玉座——中国古代帝国の朝政と儀礼』第II章(柏書房、一九九六)が詳細な分析を行なっている。
- (18) 拙稿前掲注(3)論文参照。
- (19) 咸寧三年の諸王政策の特色については、陳長琦『兩晋南北朝政治史稿』第三章「宗王政治的没落」(河南大学出版社、一九九二)参照。また、安田二郎「西晋武帝好色放」(『東北大学東洋史論集』七、一九九八)は、武帝治世の諸王封建策を総合的に検討しており、泰始元年・咸寧三年・太康十年の封建が、それぞれ司馬昭・武帝・惠帝を基点とした近親者を対象にしたものであったこと

西晋における礼制秩序の構築とその変質(小林)

を指摘し、「至親親委」路線が次第に強固になっていったとする。

- (20) 漢から魏晋南朝にかけての特進の変遷については、藤井律之「特進の起源と変遷―列侯から光祿大夫へ―」（『東洋史研究』五九一四、二〇〇一）参照。

- (21) 「金紫」、すなわち金章紫綬の意味については、孫機「説「金紫」」（『中国古輿服論叢』 文物出版社、一九九三）が、服飾史の観点から論じている。また、印綬所持の意味については、阿部幸信「漢代における印綬賜与に関する一考察」（『史学雑誌』一〇七一―一〇、一九九八）が、公的空間における位階標識・官属統率の点から論じている。

- (22) 拙稿前掲(2)論文では、『宋書』巻一四、礼志五の印綬冠服規定が、『秦始律令』かあるいはその当時の規定であることを論じた。

- (23) 窪添慶文「北魏における「光祿大夫」」（池田温編『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二）参照。

- (24) 二品將軍と明記されている「四征鎮安平加大將軍不開府持節都督者」について、「ただ朝会祿賜は二品將軍の例に従う」とあるのは矛盾するから、これは「三品」の誤りではないかと思われる。正式の「開府」の資格がない場合、その軍府の構成は開府都督と同様にするが、朝会祿賜については「三品將軍の例に従う」ことにする、という規定が正しいと思われるからである。

- (25) 『通典』巻三七、職官典一九に晋の官品表を載せて、侯・伯・子・男を第二品とするので、あるいはこれらの諸侯は、二品官に相当する官の多い「孤」クラスと同ランクであったのかもしれないが、官品がそのまま礼制序列を現すわけではないという問題点がある。また『周礼』では、公〓九〓八命、侯伯〓七命、卿〓六命、子男〓五命という序列があるので、周制への「復帰」を唱える西晋もこの原則に従っていた可能性もあるだろう。なお、『隋書』巻二六、百官志上に、陳制として「其封爵亦為九等之差。郡王第一品、秩万石。嗣王・蕃王・開国郡県公、第二品、開国郡県侯、第三品、開国郡伯、第四品、並視中二千石。開国子、第五品、開国男、第六品、並視二千石。湯沐食侯、第七品。郷亭侯、第八品。並視千石。関中・関外侯、第九品、視六百石。」とあり、封王・五等諸侯・散侯と秩石の対応関係が記されている。この制は梁の天監七年の改革以降のものを踏襲していると考えられるが、西晋にもこのような対応関係があった可能性は高いだろう。

- (26) 拙稿「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系―『隋書』礼儀志の規定を素材として―」（『東洋学報』七七―三・四、一九九六）、同「魏晋南朝時代の帯劍簪筆に関する規定について―梁の武帝による着用規定の改変を中心に―」（『埼玉大学紀要教育学部（人文社会科学Ⅲ）』四六一―、一九九七）参照。

- (27) 宮崎市定『九品官人法の研究』第三章「南朝における流品の発達」及び「余論」（同朋舎、一九五六）、中村圭爾『六朝貴族制研

- 究』第三篇第二章「清官と濁官」（風間書房、一九八七）参照。
- (28) 拙稿前掲注(26)論文(一九九七年)参照。
- (29) 二品清官の意味については、越智重明「南朝の清官と濁官」（『史淵』九八、一九六七）参照。
- (30) 中村氏注(27)前掲書第一一篇第一章「二品」的秩序の形成」参照。
- (31) 賀循の経歴や礼学上の位置づけについては、木島史雄「六朝前期の孝と喪服——礼学の目的・機能・手法——」（小南一郎編『中国古代礼制研究』、京都大学人文科学研究所、一九九五）参照。
- (32) この時期の儀注編纂の過程は、『梁書』卷二五、徐勉伝に載せる勉の上奏に詳しい。この儀注再編纂運動は、梁の普通五年に完成した『五礼儀注』として結実する。
- (33) 拙稿前掲注(3)論文参照。
- (34) 「威寧儀注」では司徒と大司農の行動がやや不明瞭であるが、『統漢書』卷五、礼儀志中に、元会儀礼を載せて「司空奉羹、大司農奉飯、奏食挙手之楽。百官受錫宴饗、大作楽。」とあるから、これから類推すると、「威寧儀注」においても羹と飯は太官令↓司徒・大司農↓尚食↓侍郎(黄門侍郎か)↓天子の順に渡っていったものと考えられる。なお、後漢では司空が奉羹を担当しているのに対し、「威寧儀注」では司徒にかわっているが、その理由は不明である。
- (35) 優文は優詔のことであろう。中村裕一『唐代制勅研究』第二章「慰勞制書(慰勞詔書)」(一九九一、汲古書院)には、唐代、皇帝が任命権を有する勅授以上の告身の詔詞・勅詞を優詔と称することがあるとの指摘がある。
- (36) 中村氏注(27)前掲書第四篇第二章「晋南朝における官人の俸禄」参照。
- (37) 拙稿『隋書』にみえる梁陳時代の印綬冠服規定の来源について(『埼玉大学紀要教育学部(人文社会科学学Ⅲ)』四七―一、一九九八)参照。
- (38) 拙稿前掲注(3)論文。
- (39) 魏晋南北朝時代の車制についての研究はほとんどなく、王振鐸『東漢車制復原研究』(科学出版社、一九九七)が、後漢時代の車について論じ、本稿で扱う安車・輅車についてもそれぞれ一章を割くが、その叙述の重点は各種車両の構造の分析とその復元作業にあり、礼制的側面からのアプローチは少ない。一方、孫氏注(21)前掲書は、衣服も含めた礼制の一環としての輿服制度を分析するが、安車・輅車についての専論はない。

西晋における礼制秩序の構築とその変質(小林)

- (40) たとえば、庶姓の場合は三頭だてまでしか許されていなかった安車であるが、安車駟馬を引退する功臣に賜う例が漢時代から西晋にかけて見られる。これは礼制秩序をこえた天子による特権授与の体系の中で位置づけて考えねばならないであろう。なお、このような観点から、虎賁班劍の賜与を扱ったものとして、石井仁「虎賁班劍考——漢六朝の恩賜・殊礼と故事——」（『東洋史研究』五九—四、二〇〇—）がある。
- (41) 輅車は通常一頭立てであったと思われる。本文で引いた『晋書』輿服志にあるように二頭立ての「輅伝」も存在したが実例は少なく、また、隋時代には「三驥輅車」（『北史』卷六三、趙芬伝）や「二馬輅車」（『隋書』卷八、礼儀志三）という例も見られるが、これらは功臣の優遇を示す特殊な輅車であるから、除外して考えてよいだろう。
- (42) 五校尉が、晋の武帝によって「清望の士」に甲族が就くべき官として重視されたが、後に次門層以下のための官になった点については野田俊昭「南朝の官位をめぐる一考察」（『九州大学東洋史論集』一五、一九八六）参照。
- (43) この記事の中で別に注意すべきは、もともとは馬に使用していた輅車が、『南齊書』の段階で、牛によって牽引されるようになっていた点である。先に引いた『隋書』礼儀志の梁時代の輅車に関する記事でも「駕牛」となっており、江南王朝では牛が牽引する輅車が礼制上認められていたようである。馬から牛への転換の背景として、中原の王朝である西晋が馬の供給については比較的に有利であったのに対し、江南諸王朝では、馬車よりも牛車の利用が盛んであったことが考えられるが、ここではこれを指摘するにとどめる。
- (44) この記事では、侍中が二回出てくるが、中書監令・秘書監等と同格の鳳轄輅のグループに入るのが妥当であろう。